

## 農地転用の届出に必要な添付書類一覧表

	必 要 書 類		部数	備 考
1	届出書		2	
2	届出地の登記簿謄本 (法務局発行で3か月以内の全部事項証明書)		1	登記情報提供サービスの プリントアウトは不可 登記情報提供サービス を利用して得られた「照会 番号」を登記事項証明書 の代わりに添付すれば、 登記事項証明書の添付を 省略可
3	案内図(1/2500程度が望ましい)		2	届出地(区画整理地内は 仮換地)を図示
4	公図(法務局発行) ※区画整理地内は不要		2	届出地を図示 写し可
5	土地区画整理地内の場合	仮換地証明書 仮換地図	2 2	該当区画整理事務所 各原本1、写し1
6	登記簿謄本に記載された所 有者住所が現住所と異なる 場合	住民票の写し	1	
7	相続登記未了の場合	被相続人の除籍謄本及び改 製原戸籍謄本並びに相続人 の戸籍謄本及び住民票の写 し(これらに代えて法定相 続情報一覧図の写しでもよ い。)、遺産分割協議書、相 続放棄申述受理証明書等	1	遺産分割協議書は、写し 可(原本を確認します。)
8	代理届出の場合	委任状	2	原本1、写し1

## 他法令

砂防法、特定河川浸水被害対策法、生産緑地法に関わる地域については、別途確認し調整してください。

## 土地改良区連絡先

添付書類に改良区の意見書は求めませんが、受益地の場合は手続きを確認してください。

●豊田 Tel28-2855	(旧)上郷用悪水・広美・豊田西部・高岡・逢妻・猿投 ・枝下用水・高橋・豊田北部・松平・豊田南部
●藤岡 Tel77-4165(藤岡支所内)	●愛知用水 Tel0561-32-2365(みよし市)
●みよし Tel0561-32-1143(みよし市)	●金山揚水 Tel0566-36-0516(刈谷市)
	●明治用水 Tel0566-76-6241(安城市)

受付日 随時

受理書発行目安 毎週水曜日を締め日とし、翌水曜日に発行

(注意) ゴールデンウィーク及び年末年始の受理書発行の日程は、変更する場合がありますのでご確認ください。

問合せ 豊田市農業委員会事務局(0565-34-6639)

豊田市 HP の農業委員会事務局のページから届出書様式をダウンロードできます。

## 補正について

- 書類提出時には添付書類を全て揃えて締切日までに提出してください。
- 提出後、必要に応じて補正の連絡をします。(届出書に電話番号を記入のこと)

## 書類の受取りについて

- 補正が必要ない場合は翌水曜日に受理書の受け取りが可能です。
- 届出者でない方が受取りに来られる場合は、届出者からの委任状が必要です。また、身分証明書等の提示を求める場合があります。

(委任状参考例)

委 任 状			
(受取りに来る者の住所)			
(受取りに来る者の氏名)			
私は、上記の者を代理人と定め、(農地法第○条に基づく○○○)を			
受領する権限について、委任します。			
(届出地表示)			
(用途)			
(権利の種類)			
私は以上の委任を明確にするため、次に記名押印する。			
令和			年
月		日	
委任者 (届出者住所)			
(届出者氏名)			印